

馬入ふれあい公園
指定管理者募集要項

令和7年6月

平 塚 市

募集要項目次

1	対象施設の設置目的	1
2	対象施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	3
4	管理運営の基準	3
5	指定期間	4
6	経費等について	4
7	自主事業に関する事項	5
8	平塚市と指定管理者の責任分担	5
9	応募資格	8
10	応募申請の手続き	8
11	現地説明会	11
12	募集に関する質問	12
13	選定方法	12
14	選定結果の通知及び指定手続き等	13
15	協定の締結	13
16	モニタリング	13
17	監査	14
18	指定の取消し	14
19	法人税等について	14
20	その他	14
21	問い合わせ先	15

参考資料

馬入ふれあい公園管理運営業務予算書（資料1）

馬入ふれあい公園指定管理料決算推移（資料2）

ひらつかアリーナ月別利用者数・稼働率推移（資料3）

馬入サッカー場月別利用者数・稼働率推移（資料4）

馬入ふれあい公園管理運営業務収支予算書（資料5）

指定管理者選定審査項目（資料6）

馬入ふれあい公園指定管理者募集要項

平塚市都市公園条例第 21 条の 2 の規定に基づき、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（管理運営を実施する団体、以下「指定管理者」という。）を募集します。

1 対象施設の設置目的

「馬入ふれあい公園」は、相模川堤内外を一体とした運動公園として整備され、スポーツ、レジャーの拠点を形成するものです。公園内施設である「ひらつかアリーナ及び馬入サッカー場」は、体育施設としての機能を第一としながら多目的に利用され、子供から大人まで生涯にわたって気軽にスポーツを楽しみ、市民が集い交流できる施設としての機能を最大限に発揮するため、市民への利用の提供を図ることを目的としています。馬入サッカー場は、平塚市がサッカーを中心としたスポーツ振興事業を総合計画に掲げ、様々なイベントによる地域交流の活性化を図り、サッカーを中心とした生涯スポーツの振興を図ることを目的としています。

2 対象施設の概要

馬入ふれあい公園

(1) 都市公園部分

- ア 開設時期 平成 14 年 4 月
- イ 公園敷地面積 102,487.93 m²
- ウ 駐車場
 - 第 1 駐車場 142 台収容ほか路線バス停留所
(うち、車椅子対応 4 台)
 - 第 2 駐車場 30 台収容 (うち、車椅子対応 3 台)
 - 第 3 駐車場 23 台収容 (うち、車椅子対応 1 台)
 - 第 4 駐車場 43 台収容 (うち、車椅子対応 1 台)

(2) ひらつかアリーナ

- ア 場 所 平塚市中堂 246-1
- イ 開設時期 平成 16 年 8 月
- ウ 建物構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造り
地下 1 階・地上 2 階・塔屋 1 階
- エ 延床面積 10,181.89 m²
- オ 施設内容

階 数	部 屋 名	利 用 計 画
1 F	メインアリーナ	バレーボール 4 面・バスケットボール 4 面

	多目的ルーム 観客席 その他	バドミントン16面 ジャズダンス・リズム体操・幼児体操等 可動席（ロールバックチェア）348席 会議室・チャイルドルーム・事務室・和室 エントランスホール等
2F	観客席 走路 その他	固定席 796席 車椅子席 8席 約300m ホワイエ・屋外デッキ等
B1F	機械室	空調機械室・雨水貯留槽（195㎡）

(3) 馬入サッカー場管理棟

- ア 開設時期 平成14年4月
- イ 建物構造 鉄骨造2階（1階275㎡・2階74㎡）
- 1階 ホール 38㎡
事務室、医務室、放送室 15㎡
ロッカー室（ミーティング室）65㎡ 25人×2
シャワー室 43㎡
倉庫、給湯室、自販機置場 6㎡
- 2階 多目的室 43㎡ 20人程度
給湯室 5㎡ トイレ
- その他 物見塔 8㎡
メンテナンス用倉庫・トイレ・多目的トイレ

(4) シャワー棟

- 規模：鉄骨造1階 50㎡
内容：シャワーブース 10人×2
更衣棚 18人×2
下駄箱 2

(5) 倉庫

- 規模：鉄骨造 15㎡

(6) 多目的棟

- 規模：軽量鉄骨造2階建 207.36㎡

(7) 人工芝グラウンド（堤内地）

- フィールド寸法：117×80m（ピッチ105×68m）
9,360㎡

- 芝：JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）完了製品
ハイブリッドターフER-60（株）住友ゴム工業製

- 照明塔：8基（照度300ルクス）
- (8) 天然芝グラウンド（堤外地）
フィールド寸法：125×78m（ピッチ105×68m）×2面
19,500㎡
芝：天然芝（ティフトン芝）
散水栓：103基
- (9) その他の施設
- ① サイクルポート
- | | |
|--------|-------------|
| ア 場所 | 平塚市中堂 246-1 |
| イ 開設時期 | 平成15年4月 |
| ウ 建物構造 | 鉄骨平屋（2棟） |
| エ 床面積 | 176.90㎡ |
- (10) 各施設の利用状況
「ひらつかアリーナ」別紙資料③ のとおり
「馬入サッカー場」別紙資料④ のとおり
- (11) ひらつかアリーナは、平塚市地域防災計画で定められたとおり、非常災害発生時等に遺体の収容、安置、遺族等関係施設として使用することがあります。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 馬入ふれあい公園内の行為の制限の許可に関する事
 - (2) 馬入ふれあい公園内の行為の制限の使用料収納に関する事
 - (3) 馬入ふれあい公園内の施設使用許可に関する事
 - (4) 馬入ふれあい公園内の施設使用料の収納に関する事
 - (5) 公共施設予約システムに関する事
 - (6) 馬入ふれあい公園内の施設利用指導に関する事
 - (7) 馬入ふれあい公園内の施設維持管理に関する事
 - (8) 馬入ふれあい公園内の施設利用調整に関する事
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- ※ 具体的な業務内容については、別紙馬入ふれあい公園指定管理者業務内容説明書によるものとします。

4 管理運営の基準

指定管理者は、地方自治法、都市公園法、平塚市都市公園条例及び同施行規則、その他関係法令等を遵守してください。また、当該施設の適正な管理運営のため個人情報保護に関する法律及び平塚市情報公開条例を遵守してください。

指定管理者は、業務を行うにあたり、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制に努めてください。

また、業務上発生した廃棄物については、法律や平塚市の定める条例等に従って指定管理者の責任において適正に処理をするとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に努めてください。

(1) 利用時間

ア ひらつかアリーナ

午前9時から午後9時までとする。

イ 馬入サッカー場

午前8時から午後9時までとする。ただし、人工芝サッカーグラウンドの利用時間は、午前9時から午後9時までとし、天然芝サッカーグラウンドは、午前8時から午後6時とする。

なお、設備の補修、点検、天災その他やむを得ない事由があるときは、平塚市と協議の上、利用時間を変更することができる。

(2) 休館日

12月28日から1月4日までとする。ただし、災害や事故その他の事由によりやむを得ないと判断されるときは、平塚市と協議の上、休館日を変更することができる。

5 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間とする。

6 経費等について

施設の管理・運営に関する経費は、市から支払う指定管理料によって賄うものとします。平塚市からの指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）は次の金額を上限として提案してください（資料5 馬入ふれあい公園管理業務市想定収支予算書を参照）。

指定管理料は、募集時に提出された収支予算書の金額をベースに平塚市と協議し、年度協定書により定めるものとします。

年 度	指定管理料の参考金額	備 考
令和8年度（2026年度）	196,237千円	
令和9年度（2027年度）	200,752千円	
令和10年度（2028年度）	204,840千円	
令和11年度（2029年度）	209,843千円	
令和12年度（2030年度）	214,822千円	指定管理者交代に伴う引継ぎ費用等を含む

上記の指定管理料の参考額を補償するものではありません。

- (1) 指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）ごとに、予算額の範囲内で事業実績に応じて毎月支払います。
※金額及び支払い方法は、年度ごとに締結する協定で定めます。消費税相当額を含みます。
- (2) 利用料金制度は、適用しません。
- (3) 管理口座・区分経費
経理及び収入は、原則として団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。
- (4) 指定管理料の返還
指定管理者は、年間事業計画書等で規定した業務を実施しなかった場合や市で規定した職員の配置がされていなかった場合等は指定管理料の当該経費に係る分の返還を市に行うこととします。また、光熱水費や修繕料等、市が負担する必要があると認める経費については、施設の特性や利用者の状況を考慮し、精算費目を設定します。

7 自主事業に関する事項

- (1) 指定管理者が任意に行う業務（以下「自主事業」という。）
自主事業とは指定管理業務の実施を妨げない範囲において、市民の健康、福祉の増進及び市民の交流の促進につながるサービスの向上のため、体育施設としての機能を第一としながら多目的に利用され、子供から大人まで生涯にわたって気軽にスポーツを楽しみ、市民が集い交流できる施設とし、市民への利用の提供を図るため、指定管理者が独自かつ補完的に実施する事業となります。実施の有無は任意となりますが、実施する場合は評価の対象となりますので、事業計画書において具体的に提案してください。なお、実施については、実施前に市へ事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、承認を得ることとし、実施後には事業報告書を提出してください。
- (2) 自主事業の収支
自主事業の収支は、指定管理業務に係る収支とは別とし、その上で、指定管理者が自主事業に係る参加者負担金（実費程度）を設定することは差し支えありません。また、残額が発生した場合の当該残額の取扱いは、市と協議の上、事前に決定しておきます。なお、自主事業に係る費用及び損失等は、全て指定管理者が負うものとし、指定管理料からの補填はできません。

8 平塚市と指定管理者の責任分担

馬入ふれあい公園についての平塚市と指定管理者との責任分担について、次の表に掲げる項目に関してはそれぞれ分担することとします。

なお、詳細の規定については、平塚市と指定管理者との協議の上、締結する協定において規定します。

種類	内容	市	指定管理者
物価、人件費変動	物価変動（インフレ、デフレ）又は人件費変動に伴う管理運営経費の増減		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による収入の減少		○
経費の増大・増加	指定管理者の要因による運営費用の増加		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法律等の変更による経費の増加	○	
法令等の変更	管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更（施設改修、設備保守点検の内容変更等）	○	
	当該指定管理に関わらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金法、社会保障制度の変更等）		○
税制度の変更	管理運営の経費に直接影響を及ぼす税制変更（消費税率の変更等）	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす税制変更（法人税率、社会保障制度の変更等）		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	○	
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が未達成な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
不可抗力	不可抗力（地震、津波、落雷、暴風、豪雨、洪水、土砂崩壊、落盤、戦争、テロ、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設及び設備の修復	協議事項	
	不可抗力による業務の変更、中止又は延期	協議事項	
施設の利用許可等	施設の利用許可等に対する施設利用者からの苦情等への対応		○
運営リスク	施設管理上の不備若しくは瑕疵又は火災等		○

	による臨時休館等の運営リスク		
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止	協議事項	
事業の中止・延期による損害	指定管理者の管理運営上の瑕疵によらない遅延又は中止	○	
	指定管理者の責任による事業の中止又は延期による損害		○
	指定管理者の事業放棄又は破綻による損害		○
資金調達等	運営上必要な初期投資及び運営資金の確保		○
施設・設備・備品の損傷	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵又は責めに帰すべき事由による施設、設備、物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない小破修繕		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない大規模修繕	○	
経年劣化や利用に伴う損耗による修繕	小破修繕		○
	大規模修繕	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調及び施設の管理運営業務の内容に対する住民又は施設利用者からの苦情、要望等への対応		○
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩		○
第三者への賠償	管理運営業務の履行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
	管理運営上の瑕疵によらない施設の構造上の問題等を起因として第三者に損害を与えた場合	○	
安全性の確保、環境保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等の対応		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間途中		○

	において業務を廃止した場合における事業者の原状回復費用及び新しい指定管理者への引継費用		
--	---------------------------------------------	--	--

9 応募資格

平塚市内に事務所を有する団体、又は指定管理業務開始までに事務所を有することのできる団体であって、事業者の場合、引き続き2年以上事業を営んでいること。法人でない団体も応募できますが、個人での応募はできません。サービスの向上又は効率的な運営を図るため、複数の団体が共同事業体を構成して応募することができます。この場合は、構成する全ての団体について、現場説明会への参加及び応募資格のあることが必要です。また、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が、申請手続き等を行うものとします。（共同事業体の場合、共同事業体を構成するいずれかの企業が平塚市内に事務所を有していれば応募ができます。）

なお、次の欠格事項に該当する団体等は応募できません。

- (1) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）により手続きをしている法人
- (2) 国税、県税、市町村税等を滞納している法人
- (3) 法人でない団体の場合、団体の代表者が税（国税、県税、市町村税等）を滞納している団体
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- (5) 平塚市長、副市長、教育長及び議員並びにこれらの配偶者及び2親等内の同居の親族が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等
- (6) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団及び第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (7) その他法令等に違反している又は違反するおそれのある団体

10 応募申請の手続き

(1) スケジュール

項目	時期
募集要項公表、配布	6月24日（火）～8月22日（金）
現地説明会（公募説明会）	7月17日（木）午前9時30分から12時
質問の受付	現場説明会終了後～7月25日（金）
質問への回答	8月7日（木）まで
応募申請書類提出	8月8日（金）～8月22日（金）

(2) 申請書等配布場所

平塚市都市整備部総合公園課

〒254 - 0074 平塚市大原 1-1

月曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、月曜日が祝日の場合は最も近い平日が休み

※申請書等は、平塚市のホームページ内からダウンロードが可能です。

(3) 提出書類

	正本	副本
ア 指定申請書 (様式 1-1)	○	—
イ 共同事業体構成員届 (様式 1-2) ※共同事業体での応募時のみ提出	○	—
ウ 共同事業体協定書 (様式 1-3) ※共同事業体での応募時のみ提出	○	—
エ 共同事業体委任状 (様式 1-4) ※共同事業体での応募時のみ提出	○	—
オ 団体概要書 (様式 2-1) 及び主要業務実績一覧表 (様式 2-2)	◎	◎
カ 事業計画書 (様式 3-1) 及び提案事業管理シート (様式 3-2)	○	○
キ 令和 8 年度～令和 12 年度【指定期間を記載 ※和暦に注意】馬入ふれあい公園管理業務収支予算書 (様式 4)	○	○
ク 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類	◎	◎
ケ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	◎	◎
コ 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	◎	◎
サ 直近 2 か年の決算書類 (貸借対照表、損益計算書等) 及び事業報告書	◎	◎
シ 現在の組織、人員体制を示す書類 (就業規定、給与規定等)、直近 2 か年の人員表 (様式 5)、人員体制を示す書類 (以下の通り) <ul style="list-style-type: none"> ・社員就業規則 (労働基準監督署の受付印が押印されたもの) ・短時間労働者の就業規則 (パート、アルバイト、契約社員を対象とした規則で、労働基準監督署の受付印が押印されたもの) ・賃金規程 (労働基準監督署の受付印が押印されたもの) ・育児介護休業規程 (労働基準監督署の受付印が押印されたもの) ・ハラスメントに関する規則 (労働基準監督署の受付印が押印されたもの) ・時間外労働休日労働に関する協定届 (36 協定) ・実際の労働契約書 (労基法第 15 条第 1 項に基づき、労働条件を明示しているもの。職種は問わない。(申請団体が従業員と適切な労働契約を行っていることを確認する資料であるため、指定管理 	◎	◎

	業務に従事する者に限定しない。) なお、個人名、住所及び電話番号等の個人情報は黒塗りにすること。 正規社員 4名 短時間労働者 4名		
ス	次の納税証明書（滞納がないことの証明、直近2か年分） (ア)法人 国税、県税及び市町村税の納税証明書 (イ)法人でない団体 代表者の国税、県税、市町村税の納税証明書 ※ 県税及び市町村税の証明書については、法人、個人（法人でない団体の場合）ともそれぞれの本店の所在する都道府県及び市区町村又は代表者居住地の都道府県及び市区町村が発行するもの。 ※ 当市に納税義務がある場合は、市税納税証明書の代わりに市税完納証明書を提出	◎	—
セ	応募資格に挙げている〔応募資格を満たし、〕欠格事項のないことを誓約する書類（様式6）	◎	—
ソ	労働分野に関する質問回答書（様式8）	◎	◎
タ	申請団体（共同事業体による申請の場合には全ての構成団体）の役員等氏名一覧表（様式7）	◎	—

※ 「◎」となっている提出書類は、共同事業体での応募時、構成団体ごとに提出してください。

※ 正本、副本共に上記表のカナ順に綴り、見出し等を付けてください。共同事業体で構成団体ごとに提出が必要な書類は、小見出しを付けてください。

※ カ、キ、ソ及びタについては、書類提出後、電子データをメールにてお送りください。

(4) 提出部数

正本 2部

副本 14部

(5) 応募申請書類の提出

ア 提出期間

令和7年8月8日(金)から令和7年8月22日(金)まで

月曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

ただし、月曜日が祝日の場合は最も近い平日が休み

イ 提出先（必ず御持参ください。）

「申請書等配布場所」に同じ

(6) 留意事項

ア 提出された書類は、軽微な修正を除き変更できません。

- イ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ウ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 官公庁等の証明書類は、申請日から3か月以内に証明を受けたものとし
ます。
- オ 提出書類、提案内容及び選定結果について情報公開請求が提出された場合、
平塚市情報公開条例に基づき、請求者に開示します。
- カ 指定管理者の選定事務等に関連して必要な場合、平塚市は申請団体の承諾
を得ず、無償で提出書類の内容を使用できるものとし
ます。
- キ 応募に関して必要となる費用及び受託のための準備に係る経費は申請団
体の負担とします。
- ク 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出し
てください。
- ケ 応募一団体（共同事業体）につき、提案は一案とします。複数の提案はで
きません。
- コ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成員となることはできません。ま
た、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。
- サ 提出書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。
また、各様式に記載の留意点を踏まえ、具体的かつ簡潔に、過不足なく記
載してください。
- シ 市が必要と認めるときには、追加資料を求めることがあります。

11 現地説明会

(1) 現地説明会（公募説明会）

応募方法、応募書類、指定管理者業務及び施設状況等について説明会を開
催します。申請を予定される団体は必ず御参加ください。なお、参加されな
い場合は応募できませんのでお気を付けください。複数の団体が共同事業体
を構成して応募する場合、構成する全ての団体が説明会に参加することが必
要です。

参加される団体は7月9日（水）正午までに所定の用紙で次の申し込み先
へFAX又はメールでお申し込みください。

- ① 日 時 令和7年7月17日（木）午前9時30分～正午まで
（午前9時から次の場所にて受付開始）
- ② 場 所 平塚市中堂246-1
馬入ふれあい公園 ひらつかサン・ライフアリーナ1階
会議室
- ③ 参加人数 1団体3名以内
- ④ 申込み先 平塚市都市整備部総合公園課
FAX：0463-35-3471

メールアドレス：soko@city.hiratsuka.kanagawa.jp

募集要項、業務内容説明書、業務の種類及び業務内容説明は現場説明会当日各自持参してください。

(2) 説明会参加申し込みの確認

参加申し込み受理後3日以内（休所日を除く）を目安に、当課から確認の連絡を電話にていたします。申込書送付後3日を超えても確認の連絡がない場合は当課まで電話にてご連絡をくださるようお願いいたします。

説明会参加の申し込みをされない団体の当日参加や参加申し込みをしても説明会に遅刻の場合は申請団体といたしません。

12 募集に関する質問

募集に関する質問については、所定の用紙で受付期間内に次の送付先にFAX又はメールにてお願いします。メールの場合、表題に『馬入ふれあい公園指定管理の質問』とお書き下さい。

(1) 受付期間

現場説明会終了後から令和7年7月25日（金）まで

※電話での問い合わせには応じられませんので御了承ください。質問に対する回答は8月7日（木）までに説明会の参加者あてにFAX又はメールにて回答します。

(2) 送付先

平塚市都市整備部総合公園課

FAX：0463-35-3471

メールアドレス：soko@city.hiratsuka.kanagawa.jp

13 選定方法

指定管理者（候補団体）の選定については、プロポーザル方式とし、申請団体からの提案を行い、平塚市附属機関設置条例に基づいて設置された「平塚市指定管理者選定等委員会」による審査を実施します。

(1) 提案

団体の代表者又は代理の方（原則4名以内）によるプレゼンテーションをお願いします。

日時、場所については、申請団体に後日連絡します。

申請団体が多数の場合、平塚市指定管理者選定等委員会による書類審査を行い、提案を実施する団体の絞り込みを行うことがあります。

(2) 審査基準

審査は別紙馬入ふれあい公園指定管理者審査項目に基づき採点しますので、プレゼンテーションの構成や、時間配分もできるだけ審査基準に沿っ

た具体的な提案をしてください。

各委員の採点結果において、得点を配点の6割以上とした委員が過半数であり、かつ総得点が配点得点の6割以上となった団体の中で最高得点団体を選定します。

(3) 次候補者の繰上げ

選定後、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。この場合及び指定管理候補者側が業務を実施できない事態となった場合、第2位及び第3位の提案者を指定管理候補者とする場合があります。

14 選定結果の通知及び指定手続き等

(1) 選定結果の通知及び公表等

選定結果は申請団体へ文書にてお知らせします。選定の経過及び結果の概要（団体名表記）を市のホームページを通じて公表します。

また、指定管理候補者となった団体が提出した事業計画書等の提案内容は、指定の手續に関連し、又は、実施予定事業の周知の一環として必要な場合、市は無償で使用し公表できるものとします。

さらに、指定管理候補者となった団体が所在地、代表者等、応募申請時の状況と何らかの変更が生じた際には、速やかに市へ報告するものとします。

(2) 指定手続き

候補団体については、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者として指定する議案を平塚市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定されます。

市議会への提案は、令和7年12月定例会を予定しています。

15 協定の締結

議会の議決による指定に伴い、施設の管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管理費用の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

- (1) 基本協定 管理の基準、指定期間、管理業務に関する基本事項、精算、事業計画、指定の取消し、責任の区分、リスクの分担、利用者アンケート等のモニタリング、情報の公開、個人情報保護の保護、再委託、管理業務の報告書、財産管理、目的外使用など
- (2) 年度協定 当該年度の業務内容、管理経費、精算の取扱いなど

16 モニタリング

施設の管理運営状況の把握等のため、「指定管理者制度導入施設のモニタリング指針」に基づきモニタリングを行います。

17 監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査においては、施設主管課と一緒に対応を図ります。

18 指定の取消し

市議会の議決を経て指定管理者として指定する前に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該馬入ふれあい公園に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、指定管理者の指定後、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定を取り消された団体は、当該業務の指定管理者となることができなくなります。辞退及び撤退をした団体は、その日から3年間当該施設の応募ができなくなる場合があります。

さらに、指定の取り消し等があった場合には、違約金の支払いが必要になる場合があります。

19 法人税等について

指定管理者の応募団体については会社等法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市役所市民税課諸税担当（0463-23-1111(代)内線 2267）又は固定資産税課（0463-23-1111(代)内線 2291）にお問い合わせください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

20 その他

(1) 引継ぎについて

指定管理者の指定の議決により、指定管理者が交代する場合は、指定後速やかに、現指定管理者（令和7年度までの指定管理者）、新指定管理者（令和8年度から12年度までの指定管理者）において管理業務の引継ぎを行います。また、今回の募集に係る指定管理期間終了後、引き続き指定管理者の指定を受けない場合は、指定期間終了までに、新指定管理者、次期指定管理者（令和8年度からの指定管理者）により、管理業務の引継ぎを行うこととします。

なお、管理業務引継ぎに要した経費は、それぞれの団体の負担とします。

(2) 定めのない事項が生じた場合の措置

本募集要項、業務内容説明書又は協定等について疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(3) 業務内容等に変更が生じた場合の措置

本募集要項、業務内容説明書又は協定等に定める業務内容等について、市の政策等により変更が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(4) 施設の存続等に疑義が生じた場合の措置

本市が進める公共施設の最適化の取組により、当該施設に再編等の可能性が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(5) 災害等の発生に関する事項

指定管理者は、利用者等の安全な避難誘導や負傷者等に適切な処置を行うとともに、施設の安全点検や閉鎖措置を実施し、市が主体となり実施する避難所等の開設や運営に協力します。平塚市地域防災計画により、非常災害時の緊急施設として「遺体の収容、安置、遺族等関係施設」に位置づけられており、地震等の災害時は平塚市の指示に従い管理運営を行っていただきます。

また、災害等の発生により施設が被災する等、施設の使用が不可能となった場合は、市の指示により指定管理者が行う業務の全部又は一部を一時停止することがあります。

21 問い合わせ先

〒254-0074 平塚市都市整備部総合公園課

電話：0463-35-2233

FAX：0463-35-3471

メールアドレス：soko@city.hiratsuka.kanagawa.jp